

川崎市中原区社会福祉協議会
車いす貸出事業実施要綱（個人用車いす）

- 1 本事業は、一時的かつ緊急に車いすを必要とするものに対し、車いすの貸出を行うことを目的とする。
- ※ 講座の研修等の開催や参加に伴う車いすの貸出しは福祉用具等貸出し要綱によるものとする。
- 2 実施主体は、川崎市中原区社会福祉協議会（以下、区社協）とする。
- 3 貸出の対象は、次のいずれかに該当している場合とする。
 - （1） 中原区内に在住している者、及びその家族や親類。
 - （2） 介助を必要とする心身障害者（児）が、通院・通学または社会参加の促進を図るために使用する場合。
 - （3） 介助を必要とする高齢者が、通院または社会参加の促進を図るために使用する場合。
 - （4） 介助を必要とする虚弱者（児）が、通院・通学または社会参加の促進を図るために使用する場合。
 - （5） その他、一時的かつ緊急に車いすの貸出が必要と会長が認めた者。
- 4 本事業は営利を目的とした団体・企業等への貸し出しは認められない
- 5 介護保険制度利用者は原則として本事業の利用よりも介護保険サービスを優先するものとする。ただし会長が認めた者はこの限りではない。
- 6 貸出を希望するものは、「車いす貸出申請書」を提出し承認を受けなければならない。但し、やむを得ない事由により返却できない場合は、事前に延長を願い出て承認を受けなければならない。ただし延長は1回のみとし1ヶ月を限度とする。
- 7 貸出予約は2週間前からとする。
- 8 貸出期間は、原則として2ヶ月とする。
- 9 貸出中の故意または重大な過失による車いすの損傷・故障もしくは紛失は、損害の全部または一部の賠償を利用者に求めることができる。
- 10 区社協は、利用者がこの貸出要綱に違反した場合に、福祉用具等の利用を停止し、以後の貸出を禁止することができる。

（付 記）

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。